同意行為目録

	以下の行為(日用品の購入そのほか日常生活に関する行為を除く)
$\Box A$	元本の領収又は利用(第1項)
	「元本の領収」:利息・家賃・地代等の法定果実を生む財産を受領すること
	「元本の利用」:法定果実の取得を目的とする行為をすること
	(例)□預貯金の払戻し
	□弁済の受領
	□金銭の利息付貸付け
□В	借財又は保証(第2項)
	「借財」:消費貸借契約で金銭を借り受けること(これに準ずる債務負担行為を含む)
	「保証」:一定の債務が不履行の場合に、その債務を主たる債務者に代わって履行
	すること(これに準ずる担保責任を負担する行為を含む)
	(例)□金銭消費貸借契約の締結(貸付けについては「元本の利用」に当たる)
	□債務保証契約の締結
□C	不動産そのほか重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為(第3項)
	不動産そのほか重要な財産上の権利に係る行為全般。不動産の売買・抵当権設
定	,賃貸借契約・使用貸借契約の締結及び解除など。また,有償の雇用契約(労働事
約), 委任契約, 寄託契約, 介護契約, 施設入所契約及び保険契約も含む。
	(例)□本人所有の不動産の売却
	□本人所有の土地又は建物について抵当権を設定すること
	□年金そのほかの社会保障給付の受領及びこれに関する諸手続
	□贈与, 寄附行為
	□先物取引・証券取引のうち元本保証のない取引行為
	□通信販売(インターネット取引を含む)及び訪問販売による契約の締結
	□クレジット契約の締結
	□福祉関係施設への入所契約
$\Box D$	訴訟行為(第4項)
□E	贈与,和解又は仲裁契約(第5項)
$\Box F$	相続の承認若しくは放棄又は遺産分割(第6項)
□G	贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担付の贈与若しくは遺贈の受諾(第7項)
□Н	新築, 改築, 増築又は大修繕(第8項)
\Box I	第602条に定める期間を越える賃貸借(第9項) 以上